

本町松下線築造工事に係る契約事務等に関する調査チーム設置要綱

(設置)

第1条 本町松下線築造工事(「その1」及び「その2」工事)について、工期及び工事費の大幅な変更が見込まれることから、契約事務等の執行等に関する調査検証を行うことを目的として、本町松下線築造工事に係る契約事務等に関する調査チーム(以下「調査チーム」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 調査チームは、第1条の目的を達成するために、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 本町松下線築造工事に係る契約事務等の執行等に関する調査検証
- (2) 前号に掲げる事項のほか、市長が必要と認める事項

(調査の説明及び協力)

第3条 調査チーム又はその指示を受けた職員は、調査に必要な資料の提出及び説明を求めることができ、その場合、関係する部課局の長は調査に協力しなくてはならない。

(調査チームの構成員)

第4条 調査チームの構成員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 副市長
- (2) 理事
- (3) 企画財政部長
- (4) 総務部長
- (5) 法制文書課参事(法務専門官)

(調査チーム長及び副調査チーム長)

第5条 調査チームに、調査チーム長及び副調査チーム長各1人を置く。

- 2 調査チーム長は前条第1号に掲げる者を、副調査チーム長は同条第2号に掲げる者をもって充てる。
- 3 調査チーム長は、調査チームを代表し、会務を総理する。

4 副調査チーム長は、調査チーム長を補佐し、調査チーム長に事故があるとき又は調査チーム長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第6条 調査チームの庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、調査チームの運営について必要な事項は、調査チーム長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年9月6日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。